

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 29 年 5 月 20 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B営業所（現在は、C社）における申立人の被保険者記録のうち、資格取得日を同年 5 月 20 日、資格喪失日を同年 9 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和 29 年 12 月 15 日から 30 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における申立人の資格取得日に係る記録を 29 年 12 月 15 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 8 月 1 日から 23 年 5 月 15 日まで
② 昭和 29 年 5 月 20 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 29 年 12 月 15 日から 30 年 1 月 1 日まで

父親の年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことが分かった。父親は昭和 17 年に入社後、40 年に死亡するまで退職することなく同じ会社に勤めていたので、申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、C社保管の人事カードから、当時、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間②について、A社人事部によって編纂された昭和29年7月末現在の職員名簿には、D部B営業所主任待遇として申立人の名前が確認できる上、当該事業所の元同僚の一人は、申立人を記憶しており、「申立人が退職したことや休職したことは無かったと思う。」と証言している。

さらに、C社は、申立人の給与からの保険料の控除については不明としているが、当該事業所において、申立期間②当時、主任待遇以上であった社員10人中、厚生年金保険の被保険者が8人、船員保険の被保険者が一人であり、申立人以外全員が厚生年金保険、もしくは船員保険の被保険者であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、A社D部B営業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、事業所から提出された人事カードの記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が届出された場合には、その後資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年5月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、i) 主任待遇以上であった社員10人中、厚生年金保険の被保険者が8人、船員保険の被保険者が一人であり、申立人以外全員が厚生年金保険、もしくは船員保険の被保険者であったことが確認できること、ii) 申立人は、申立期間③の間中は、B営業所内において、次回の漁業計画を立案しなければならない立場であり、退職や休職などは考え難いことなどから総合的に判断すると、申立人は、A社B営業所に継続して勤務し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、オンライン記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間①について、A社E事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人は昭和23年5月1日にA社E事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、21年8月1日から23年5月1日までの期間における勤務地は定かではなく、当該期間において、申立人と共に同事業所に勤務したことを記憶しているという元同僚においても、同期間の被保険者記録が確認できない。

また、C社は、「申立人の職種、保険料の控除、徴用の有無、給与計算等については不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人について、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成12年10月から13年9月までは28万円、同年10月から14年9月までは24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から14年10月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月までは、当初、28万円と記録されていたが、同年10月29日付けで、同年1月に遡って24万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成12年10月から同年12月までの期間及び13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、12年10月から同年12月までは28万円、13年10月から14年9月までは24万円とそれぞれ記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同年10月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年1月から同年9月までを含む12年10月から14年9月までについて15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め33人確認できる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払わ

れていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付け及び14年10月7日付けで行われた遡及訂正処理及び13年度の定時決定については事実を即したものと考えるが、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、12年10月から13年9月までは28万円、同年10月から14年9月までは24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成12年10月から13年9月までは28万円、同年10月から14年9月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から14年10月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月までは、当初、28万円と記録されていたが、同年10月29日付けで、同年1月に遡って18万円に減額訂正されていることが確認できる上、当初（同年9月12日付け）、22万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額についても18万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成12年10月から同年12月までの期間及び13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、12年10月から同年12月までは28万円、13年10月から14年9月までは18万円とそれぞれ記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同年10月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年1月から同年9月までを含む12年10月から14年9月までについて9万8,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め33人確認でき

る上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付け及び14年10月7日付けで行われた遡及訂正処理及び13年度の定時決定については事実を即したものと考えるが、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、12年10月から13年9月までは28万円、同年10月から14年9月までは22万円に訂正することが必要である。

山梨国民年金 事案 419

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から42年3月まで

申立期間当時、自治会が国民年金保険料の集金をしていたので、昭和36年頃、私自身は、その組織を通じて、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。また、父親が自治会の役員をしており、立場上、家族の国民年金を未加入、未納などにはできないわけがない。申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年頃、自身で自治会を通じて、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和42年2月にA市で払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間のうち、36年11月から39年12月までの保険料については時効により納付することができない期間であり、40年1月から41年3月までの保険料については過年度納付が可能であるものの、自治会（納付組織）では納付することができない期間である上、申立期間を通じて、申立人は、自身で納付したとするところの国民年金保険料額を覚えておらず、記憶が明確ではない。

また、申立人は、「自治会保険部の担当者が毎月自宅に集金に来た。担当者はずっと同じ人だった。」と申述しているところ、集金を担当していたとする人物は既に死亡しており、申立期間当時、申立人と同居し、共に国民年金保険料を納付していたとする両親のうち、父親は既に死亡し、母親は高齢のため証言できる状態ではなく、当時の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、父親が自治会の役員をしていたので、立場上、家族の

国民年金を未加入、未納などにできるわけがないと主張しているところ、昭和41年8月に入籍し、同居していた申立人の前妻の国民年金手帳記号番号は、入籍から2年後の43年8月に払い出されており、申立期間当時は20歳未満であった申立人の妹3人のうち、二人は20歳の時点では国民年金に加入しておらず、申立人の主張とは相違している。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から 55 年 3 月まで

私の住んでいる地区では、国民年金保険料を組長が集金し、組単位で金融機関（農協）へ納付していた。家に集金人が来る前に保険料を準備していたことを覚えている。年金手帳を受け取った時にもっと前から保険料を納付していたと思った。A社を退職してすぐに、国民年金の通知が来て納付したのに、未納となっていることに納得できないので納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 55 年 4 月に B 町（現在は、C 市）で払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間のうち、44 年 6 月から 52 年 12 月までの保険料については時効により納付することができない期間であり、53 年 1 月から 55 年 3 月までの保険料については過年度納付が可能であるものの、基本的に納付組織では納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月までの過年度保険料は、社会保険事務所（当時）へ納付することとなっているところ、申立人は申立期間の全てにおいて組長の集金によって納付していたと主張しており、納付方法が異なる。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。